

令和 7 年度「台湾との民間団体交流事業」実施要項

令和 7 年 4 月 4 日
国際・経済交流課

第 1 目的

宮崎県と台湾新竹県・桃園市・台中市を中心とする台湾との民間レベルでの交流を促進するとともに、交流を通じて本県の魅力を効果的に発信することにより、将来の観光誘客の礎を築く。

第 2 事業概要

第 1 の目的のために、台湾の民間団体を本県へ受け入れて交流（以下「来県交流」という。）を行う県内の団体に対して補助金を交付する。

また、台湾との往来が困難である場合は、今後の相対する交流に繋げていくためのオンラインでの交流（以下「オンライン交流」という。）を行う団体に対して補助金を交付する。

第 3 事業実施団体

県内の民間団体

第 4 事業の内容

事業は、次に掲げるものを行うものとする。

1 来県交流

- (1) 台湾から来県する民間団体と県内団体の交流
- (2) 県内観光地視察等の宮崎の魅力を体験する機会の提供
- (3) 台湾側団体による、宮崎観光の魅力等の SNS 等での発信

2 オンライン交流

- (1) 今後の相対する交流に繋げていくために、台湾の民間団体とのオンラインでの交流
- (2) 県内の民間団体から台湾の民間団体に宮崎観光の魅力等の効果的なアピール
- (3) 台湾側団体による、宮崎観光の魅力等の SNS 等での発信

第 5 募集、選定及び補助金の交付決定

- 1 県は、事業の実施にあたり、本件補助対象事業を一般公募する。
- 2 事業の実施を希望する団体は、次に掲げる書類を、別に定める日までに県に提出するものとする。
 - (1) 事業実施申込書（様式第 1 号）
 - (2) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- 3 事業の実施を希望する団体は、事前に台湾の交流相手団体と調整し、交流計画を作成することを原則とする。
- 4 県は、上記 2 の提出があったときは、実施意欲、事業目的との整合性、事業の新規性・継続性・波及効果・地理的バランス、実現可能性等を考慮の上、事業実施候補団体を選定する。また、2 の団体に選定結果を通知するものとする。

- 5 上記4の規定により選定を受けた事業実施候補団体は、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）及び「台湾との民間団体交流事業」補助金交付要綱（令和元年6月7日宮崎県国際・経済交流課定め）の規定に基づき、次に掲げる書類を別に定める日までに県に提出するものとする。
- （1）補助金交付申請書（補助金等の交付に関する規則様式第1号）
 - （2）事業計画書（様式第2号）
 - （3）収支予算書（様式第3号）
 - （4）当該団体の定款又は規約
 - （5）当該団体の過去2年間の活動実績を証する書類
 - （6）法人格を有する団体の場合には、納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - （7）法人格を有する団体の場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（補助金交付要綱様式第1号）
 - （8）構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないことの誓約書（補助金交付要綱様式第2号）
- 6 県は、上記5の書類の提出があったときは、補助金交付の適否を判断し、事業実施候補団体に通知するものとする。

第6 募集要項

県は、各年度の事業の実施に当たり、台湾との民間団体交流事業募集要項を作成する。

第7 対象事業の条件等

1 来県交流

- （1）交流の分野は特に問わないが、将来にわたる団体間交流の促進に資するものとする。
- （2）台湾側団体を受け入れて、県内で交流を行うこと。
- （3）台湾側団体が、県内の観光地を視察する場を設けること。
- （4）台湾側団体は、宮崎観光の魅力等をSNS等で発信すること。
- （5）原則として、宮崎空港発又は宮崎空港着の国際定期便（台湾）を利用すること。

2 オンライン交流

- （1）交流の分野は特に問わないが、将来にわたる団体間交流の促進に資するものとする。
- （2）交流の際に宮崎観光の魅力等のプレゼンを行うこと。
- （3）台湾側団体は、宮崎観光の魅力等をSNS等で発信すること。

第8 補助金交付

決定した額を、事業実施団体が指定した口座に振り込む。

第9 その他

この要項は、令和7年度の予算に係る台湾との民間団体交流事業から適用する。